

3 - 2 源泉所得税の種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税、 財形貯蓄非課税 分支払金額	その他非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合 計	202,486,470	30,333,247	43,891,795	29,337,072	275,715,337	30,333,247	
公 債	233,475	35,138	1,086	126	234,687	35,138	
社 債	1,267,620	191,284	97,980	18,432,421	19,798,021	191,284	
預貯金	郵便貯金	170,224,868	25,500,406	39,844,070	1,398,392	211,467,330	25,500,406
	銀行預金	15,863,388	2,377,922	1,986,023	2,550,105	20,399,516	2,377,922
	銀行以外の金融機関の 預金利子	9,367,988	1,398,940	1,826,094	6,909,831	18,103,913	1,398,940
	勤務先預金の利子	2,293,311	343,866	9,596	-	2,302,907	343,866
合同運用信託の収益の分配	753,853	113,027	126,051	18,134	898,038	113,027	
公社債投資信託の収益の分配	3,147	473	152	48	3,347	473	
定期積金の給付補てん金等	2,455,533	368,330	-	28,015	2,483,548	368,330	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	23,287	3,861	743	-	24,030	3,861	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成14年分の利子所得等の源泉所得税について、平成14年2月から平成15年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分		源泉分離(選択)課税適用分			合 計	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	人	千円	千円	千円	千円
合 計	-	57,859,838	11,571,967	-	3,082,684	-	992,727	344,635	61,935,249	11,916,602
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	985,722	57,859,825	11,571,965	2,220	3,082,517	7,158	978,654	342,529	61,920,996	11,914,494
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	13	2	-	167	-	14,073	2,106	14,253	2,108

調査対象等：平成14年分の配当所得の源泉所得税について、配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料合計表(配当等の支払調書)」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
合 計	12,508,705	2,501,741
信 用 取 引 等	864,020	172,804
転 換 社 債 等	129,120	25,824
そ の 他 上 場 株 式 等	11,515,565	2,303,113

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」等

(4) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の 他			合 計		
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
給 与 所 得	-	910,600,495	40,045,675	-	4,658,863,533	151,916,186	-	5,569,464,027	191,961,861
俸給・給料・賞与	229,192	904,905,576	39,952,395	1,636,430	4,611,280,023	151,061,045	1,865,622	5,516,185,599	191,013,440
日雇労働者の賃金	-	5,694,919	93,280	-	47,583,509	855,141	-	53,278,428	948,421
退 職 所 得	3,860	73,478,830	1,879,019	33,828	155,119,429	3,108,243	37,688	228,598,259	4,987,262
給与所得と退職所得の 合 計	...	984,079,325	41,924,694	...	4,813,982,962	155,024,429	...	5,798,062,286	196,949,123
災害減免法により 徴収猶予したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成14年分の給与所得及び退職所得の源泉所得税について、給与等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として、翌年1月31日までに提出することになっている。

法定資料の種類は多数にのぼっているが、例えば、次のようなものが挙げられる。利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金、契約金及び賞金の支払調書、非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書、給与所得の源泉徴収票

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいい、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	対 前 年 比
				%
	人	千円	千円	%
合 計	351,725	240,912,362	14,641,134	93.9
法 第 204 条 該 当 分	227,519	166,206,231	13,777,064	93.1
原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	100,120	7,316,952	780,196	74.3
弁護士、税理士等の報酬又は料金	100,871	41,201,179	4,377,246	98.4
診 療 報 酬	2,805	65,692,518	5,970,628	91.6
職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	15,019	37,877,330	2,019,689	95.9
芸能等についての出演演出等の報酬又は料金	3,312	2,000,057	215,398	69.5
バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	3,531	4,706,391	260,075	85.3
契 約 金 ・ 賞 金	1,861	7,411,804	153,832	256.1
法 第 203 条 の 2 該 当 分				
公 的 年 金 等	28,662	37,044,068	359,325	97.5
法 第 207 条 該 当 分				
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	94,047	33,613,048	112,232	229.7
法 第 174 条 該 当 分				
芸 能 人 の 役 務 提 供 法 人 等 の 報 酬 又 は 料 金	1,497	4,049,015	392,512	103.0

調査対象等：平成14年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成15年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。